長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

１　改正の理由及び内容

令和８年２月県議会において、「長野県高等学校授業料等徴収条例」の一部改正を行い、通信制課程の受講料に減免制度を導入したことに伴い、減免の申請手続きや様式を整備するため、所要の改正を行う。

２　施行期日

令和８年４月１日

【参考】

○改正の背景

・多様な学習歴、生活歴等、様々な背景を持つ生徒が増加してきており、通信制課程を選択する生徒の比率は増えている。より柔軟な学びを進められる通信制課程では、こうした生徒への学習機会を提供することが求められている。

・令和８年度から国の高校無償化が本格実施されることを踏まえ、令和８年度から減免制度の見直しを実施する。

○減免制度の内容

	在学期間における通算登録単位	
	～74 単位	75 単位～
通信制課程（受講料） （220 円/単位）	国による無償化 （卒業単位まで）	減免 （今回追加）
【参考】定時制課程（授業料） （1,620 円/単位）	国による無償化 （卒業単位まで）	減免（※）

※定時制課程は、88 単位までは既に減免導入済み。

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和　年　月　日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第　号

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則（昭和52年長野県教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「授業料の」を「授業料又は受講料の」に改め、「（以下「授業料月額」という。）」を削り、同条第２項中「授業料月額」を「授業料の年額の12分の１に相当する額（以下この項及び第９条において「授業料月額」という。）」に改める。

第５条第１項中「の減免」を「又は受講料の減免」に、「授業料減免申請書」を「授業料（受講料）減免申請書」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、教育長が別に定める場合には、当該書類を添えることを要しない。

第５条第１項第１号中「授業料減免に関する調書」を「授業料（受講料）減免に関する調書」に改める。

第６条第１項中「授業料減免承認（不承認）通知書」を「授業料（受講料）減免承認（不承認）通知書」に改める。

第７条中「の減免」を「又は受講料の減免」に、「授業料減免理由消滅届」を「授業料（受講料）減免理由消滅届」に改める。

第８条第１項中「授業料」の次に「又は受講料」を加え、同条第３項及び第４項中「授業料」の次に「若しくは受講料」を加える。

様式第１号中「授業料減免申請書」を「授業料（受講料）減免申請書」に、「授業料を」を「授業料（受講料）を」に、「の免除」を「（受講料）の免除」に改める。

様式第２号中「授業料減免に関する調書」を「授業料（受講料）減免に関する調書」に改める。

様式第４号中「授業料減免承認（不承認）通知書」を「授業料（受講料）減免承認（不承認）通知書」に、「の減免」を「（受講料）の減免」に改める。

様式第６号中「授業料減免事由消滅届」を「授業料（受講料）減免理由消滅届」に、「減免事由が」を「（受講料）の減免を必要とする理由が」に、「減免事由消滅年月日」を「減免理由消滅年月日」に、「の事由」を「の理由」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

高校教育課

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則新旧対照表

改 正 案	現　行
（減免） 第４条　条例第３条第１項の規定による授業料又は受講料の減免は、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有しない者について、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。この場合において、第１号から第５号までに該当するときにあつては、授業料又は受講料の年額の12分の１に相当する額に減免を必要とする月数を乗じて得た額を、第６号に該当するときにあつては長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めた額を減免するものとする。 （１）～（６）　略 ２　前項に規定するもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の年額の12分の１に相当する額（以下この項及び第９条において「授業料月額」という。）（転籍の場合は、第１号にあつては転籍後の課程の授業料月額、第２号にあつては転籍前の課程の授業料月額）に当該各号に定める月数を乗じて得た額を減免するものとする。 （１）・（２）　略 ３　略 （減免の申請） 第５条　前条第１項の規定により授業料又は受講料の減免を受けようとする者は、保護者と連署した授業料（受講料）減免申請書（様式第１号）に次の書類を添えて校長に申請するものとする。ただし、教育長が別に定める場合には、当該書類を添えることを要しない。 （１）　授業料（受講料）減免に関する調書（様式第２号） （２）・（３）　略 ２　略 （減免の承認） 第６条　校長は、前条第１項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、授業料（受講料）減免承認（不承認）通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、第４条第１項第６号の規定により減免をする場合にあつては、あらかじめ教育	（減免） 第４条　条例第３条第１項の規定による授業料の減免は、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有しない者について、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。この場合において、第１号から第５号までに該当するときにあつては、授業料の年額の12分の１に相当する額（以下「授業料月額」という。）に減免を必要とする月数を乗じて得た額を、第６号に該当するときにあつては長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めた額を減免するものとする。 （１）～（６）　略 ２　前項に規定するもののほか次の各号のいずれかに該当するときは、授業料月額（転籍の場合は、第１号にあつては転籍後の課程の授業料月額、第２号にあつては転籍前の課程の授業料月額）に当該各号に定める月数を乗じて得た額を減免するものとする。 （１）・（２）　略 ３　略 （減免の申請） 第５条　前条第１項の規定により授業料の減免を受けようとする者は、保護者と連署した授業料減免申請書（様式第１号）に次の書類を添えて校長に申請するものとする。 （１）　授業料減免に関する調書（様式第２号） （２）・（３）　略 ２　略 （減免の承認） 第６条　校長は、前条第１項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、授業料減免承認（不承認）通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、第４条第１項第６号の規定により減免をする場合にあつては、あらかじめ教育長に協議し

改正案	現行
長に協議しなければならない。	なければならない。
２　略	２　略
（減免理由消滅の届出）	（減免理由消滅の届出）
第７条　授業料又は受講料の減免を受けている者は、減免を必要とする理由が消滅したときは、速やかに授業料（受講料）減免理由消滅届（様式第６号）により校長に届け出なければならない。	第７条　授業料の減免を受けている者は、減免を必要とする理由が消滅したときは、速やかに授業料減免理由消滅届（様式第６号）により校長に届け出なければならない。
（減免の取消し）	（減免の取消し）
第８条　校長は、授業料又は受講料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消すものとする。	第８条　校長は、授業料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消すものとする。
（１）・（２）　略	（１）・（２）　略
２　略	２　略
３　第１項第１号の規定により減免を取り消された者は減免の理由が消滅した日の属する月以後減免を受けなかつたものとして、第１項第２号又は前項の規定により授業料若しくは受講料の減免又は入学料等の免除の承認を取り消された者は当該減免又は免除を受けなかつたものとして、所定の授業料若しくは受講料又は入学料等を納入しなければならない。	３　第１項第１号の規定により減免を取り消された者は減免の理由が消滅した日の属する月以後減免を受けなかつたものとして、第１項第２号又は前項の規定により授業料の減免又は入学料等の免除の承認を取り消された者は当該減免又は免除を受けなかつたものとして、所定の授業料又は入学料等を納入しなければならない。
４　校長は、第１項又は第２項の規定により授業料若しくは受講料の減免又は入学料等の免除を取り消したときは、その旨を当該減免又は免除を受けていた者に通知するものとする。	４　校長は、第１項又は第２項の規定により授業料の減免又は入学料等の免除を取り消したときは、その旨を当該減免又は免除を受けていた者に通知するものとする。

改 正 案	現　行
（様式第１号）（第５条関係） (様式第1号)(第5条関係) 授 業 料 （ 受 講 料 ） 減 免 申 請 書 年　月　日 高等学校長　様 住 所 生 徒 氏 名 住 所 保護者 氏 名 下記のとおり授業料（受講料）を納めることが困難ですから、授業料（受講料）の免除(減額)を受けたいので関係書類を添えて申請します。 記 減免を受けようとする具体的理由	（様式第１号）（第５条関係） (様式第1号)(第5条関係) 授 業 料 減 免 申 請 書 年　月　日 高等学校長　様 住 所 生 徒 氏 名 住 所 保護者 氏 名 下記のとおり授業料を納めることが困難ですから、授業料の免除(減額)を受けたいので関係書類を添えて申請します。 記 減免を受けようとする具体的理由

改正案

（様式第２号）（第５条関係）

(様式第2号)(第5条関係)

授業料（受講料）減免に関する調書

年　月　日作成

生徒の氏名 課程　科　学年 年　月　日生　満　歳　男　女				住　所 保護者 氏　名		
生徒の属する世帯の状況(　月　日現在)						
氏　名	生　年　月　日 (満　年　齢)	性別	続柄	道府県民税 均等割額 市町村民税 均等割額	道府県民税 所得割額 市町村民税 所得割額	
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
家計の状況						

(備考)「生徒の属する世帯の状況」欄には、生徒と生計を共にする者について記入すること。

現行

（様式第２号）（第５条関係）

(様式第2号)(第5条関係)

授業料減免に関する調書

年　月　日作成

生徒の氏名 課程　科　学年 年　月　日生　満　歳　男　女				住　所 保護者 氏　名		
生徒の属する世帯の状況(　月　日現在)						
氏　名	生　年　月　日 (満　年　齢)	性別	続柄	道府県民税 均等割額 市町村民税 均等割額	道府県民税 所得割額 市町村民税 所得割額	
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
	年　月　日生 (　歳)					
家計の状況						

(備考)「生徒の属する世帯の状況」欄には、生徒と生計を共にする者について記入すること。

改 正 案	現　行
（様式第４号）（第６条関係）	（様式第４号）（第６条関係）
(様式第4号)(第6条関係) 高第　　号 年　　月　　日 様 高等学校長　㊞ 授業料（受講料）減免承認(不承認)通知書 年　　月　　日付けで申請のありました授業料（受講料）の減免については、下記のとおり承認しました／できませんので通知します。 記 1　生 徒 氏 名 2　減 免 の 額　　円 3　減免の期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで 4　不承認の理由	(様式第4号)(第6条関係) 高第　　号 年　　月　　日 様 高等学校長　㊞ 授業料減免承認(不承認)通知書 年　　月　　日付けで申請のありました授業料の減免については、下記のとおり承認しました／できませんので通知します。 記 1　生 徒 氏 名 2　減 免 の 額　　円 3　減免の期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで 4　不承認の理由

改 正 案	現　行
（様式第６号）（第７条関係） (様式第6号)(第7条関係) 年　月　日 高等学校長　様 住　所 生　徒 氏　名 住　所 保護者 氏　名 授業料（受講料）減免理由消滅届 下記のとおり授業料（受講料）の減免を必要とする理由が消滅したので、長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則第7条の規定により提出します。 記 1　減免理由消滅年月日　　年　月　日 2　減免消滅の理由	（様式第６号）（第７条関係） (様式第6号)(第7条関係) 年　月　日 高等学校長　様 住　所 生　徒 氏　名 住　所 保護者 氏　名 授業料減免事由消滅届 下記のとおり授業料減免事由が消滅したので、長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則第7条の規定により提出します。 記 1　減免事由消滅年月日　　年　月　日 2　減免消滅の事由